

令和 7年 3月 31日

収 支 報 告 書

関市議会議長 幅 永典 様

会派の名称 市議会公明党

代表者氏名 市川 隆也

関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、令和6年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
交 付 金	360,000	政務活動 10,000円×12か月×3人
会 派 負 担 金		
収 入 合 計	360,000	

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
研 究 ・ 研 修 費		
調 査 旅 費	93,971	視察 (8/8-9 丸亀市、観音寺市)
資 料 作 成 費	538	コピー代
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費	23,959	インク代、印刷用紙代等
支 出 合 計	118,468	

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 241,532円



[illegible]

創業昭和元年
孫六煎餅本舗

0001-0001
会計日：2024/8/6

領収書

市議会公明党様

領収金額

¥2,916-

(8%軽減対象 ¥2,916)
(内消費税等 ¥216)

上記正に領収いたしました

但 お菓子代(土産)として

株式会社孫六煎餅本舗

岐阜県関市本町3-6-2

TEL：0575-22-0718

登録番号：T6200001019559

担当者：[REDACTED]

領収書No:000120240806095449150

EneJet

令頁以又書

登録番号：T9470001010050

2024/08/09(金)13:00

市議会公明党様

現金

¥4,505

10%対象 ¥4,505
(内消費税等 ¥410)

上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本書保管上のお願ひ

財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

株式会社藤田商店
観音寺サウスSS
観音寺市クニタ町乙2460
TEL:0875-56-0188

No.2701 担当:0068 [REDACTED]
POS番号01
2024/08/09

日月糸田

2024/08/09(金)13:00

現金フリー 様

1-66044-00012 16040 0000

現金ﾌﾘｰ 手

レギュラー

294130 ¥4505

26.50L @170.0 L- 5 N-13

小計 ¥4,505

(10%対象 ¥4,505)

内消費税 ¥410)

合計 ¥4,505

お預かり ¥10000 お釣 ¥5495

No.2701 担当:[REDACTED]

POS番号01

2024/08/09 釣銭伝票No.7750

JASS

令頁以又書

2024/08/09(金)19:16

市議会公明党様

¥5,150

(内10%消費税等 ¥468
10%税込金額 ¥5,150)

上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本書保管上のお願ひ

財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

JASSサポート岐阜
JASS-PORT関
岐阜県関市下有知4946-1
TEL:0575-24-1190
登録番号:T7200001007232

係員:[REDACTED] ｼｰﾒNo.2265 01

ご利用明細書
BILL

オークラホテル丸亀

〒763-0011 香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

TEL : 0877-23-2222 FAX : 0877-23-8595

事業者番号 : T6470001008469

ご芳名 GUEST NAME

市議会公明党

様

ビル番号 BILL.NO. 041010-DP

お部屋番号 ROOM NO.	ご到着日 ARRIVAL DATE	ご出発日 DEPARTURE DATE	人数 NO.OF PERSONS
934	2024/08/08	2024/08/09	3

日付 DATE	明細 EXPLANATION	料金 CHARGE	お支払い PAYMENT	備考 REMARKS
08/08	ご宿泊代	8,150		934
08/08	ご宿泊代	8,150		935
08/08	ご宿泊代	8,150		936
	10%対象 (内消費税)	¥24,450 ¥2,222)		

担当

ご請求金額
AMOUNT DUE

24,450

(内消費税 2,222)

QR決済

¥24,450

ご署名

2024年08月08日
領収証 RECEIPT

オークラホテル丸亀

〒763-0011 香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

TEL : 0877-23-2222 FAX : 0877-23-8595

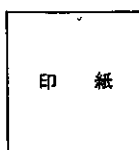
オークラホテル株式会社

事業者番号 : T6470001008469

市議会公明党

様

ビル番号 BILL.NO. 041010-DP



24,450 円也

QR決済 ¥24,450

上記の金額正に領収いたしました。

10%対象 ¥24,450
(内消費税 ¥2,222)

但し

有難うございます。またのご利用をお待ち申し上げます。

担当

No. 153868

領 収 証

市議会公明党 様

受領年月日: 2024 年 9 月 6 日

契約番号又は
会員番号

001-4870732-000

契約日(入会日) 2016 年 1 月 7 日

領 収 金 額		¥	3	1	0	2	0	円
内 訳	ショッピング分		3	1	0	2	0	円
	元金・手数料		3	1	0	2	0	円
	遅延損害金						0	円
	①融資分(カードローン分除く)							円
	元 金							円
	利 息							円
	遅延損害金							円
	②カードローン分							円
	元 金							円
	利 息							円
	遅延損害金							円
	諸 費 用							円
①融資分充当後残高 *								円
②カードローン分充当後残高 *								円

*本件受領年月日現在の残高を基に計算しております。

(融資契約内容)本紙の記載を超える分については、別紙に記載いたします。

種 目	契約年月日	貸 付 金 額
①融資分 (カードローン分除く)	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
種 目	ご利用日	貸 付 残 額
②カードローン分	年 月 日	円

但し、2024年9月分 カード代金として

入金 種 目	該当金額に○印を付けて下さい。	
	1. 口座振替 ② 振込入金 3. コンビニ収納 4. 現金 5. 小切手 6. 手形 7. その他	支払期日: 年 月 日 No.

*小切手、手形につきましては、決済された段階で入金扱いとさせていただきます。
 *金額を訂正したもの、扱者印のないもの及び複写記入でないものは無効とします。
 日領は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 上記の金額正に領収いたしました。

トヨタファイナンス株式会社

〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号
登録番号 東海財務局長 第00172号〒460-0003 扱 部 署
名古屋市中区錦2丁目17番21号
NTTデータ伏見ビル本館
フロントサポートG

扱者印

収 入
印 紙

501-3802 5



コーポレートカードご利用代金明細書兼請求書

2024年 8月31日発

岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今月分のご利用明細をご案内申し上げます。

なお、弊社課税取引がある場合、インボイスにかえさせていただきます。 ABD683482

市議会公明党
市議会公明党

市議会公明党 001 様

D 3100054585251221 3 00001
102A1 0016502



トヨタファイナンス株式会社

460-0003

登録番号 T8010601027383

名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデータビル

ビル別館

TEL 052-239-2298

東海財務局長 (12) 第00172号

お支払日 2024年 9月30日 お支払金額合計 31,020円

会社名	市議会公明党
部署名	市議会公明党
ご利用者名	市議会公明党 001 様
社員番号	

ご利用明細

ご利用 年月日	ご利用店名	ご利用金額(円)	摘 要		
			現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
24/ 8/10	トヨタレンタリース岐阜関店	31020	トヨタレンタリースメンバーカード ETC一体型 レンタカー		
お支払合計		31020			

ご利用限度額 50万円

ご 確 認 表	経費のチェック、会計処理にご利用ください。			お支払日	2024年 9月30日
ご利用者名	市議会公明党 001 様	会員番号		件数(件)	1
会社名	市議会公明党			金額	
	市議会公明党		0014870732-0002	(円)	31,02

(注) 弊社課税取引以外のインボイスは、ご利用店舗での交付となります。

検 印

確 認 印



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

RA610R

発行年月日: 令和 6年 8月10日

貸渡N: 4610686

(税込)

電話番号0575-21-0707

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース岐阜

関店

関市下有知4099-1

借受人

名称 市議会公明党 様
住所 岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

<お貸しする車両>

貸渡車両 ガソリン (2201-) 燃料 ガソリン

登録N: 岐阜 301わ0985

料金クラス W2-K 車両クラス W2-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	8月 9日19時00分	8月 9日19時00分	4,582
発	8月 7日19時00分	8月 7日19時00分	3,669
利用分	2日 0時間00分	2日 0時間00分	913

料金種別 I ランク契約料金 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1

乗車人数 3名

返却営業店舗 関店 0575-21-0707 返却府県 県内

運転者氏名 市川 隆也 様

項目	予定料金	精算料金
基本料金	29,920	29,920
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	29,920	29,920
免責補償料	ご加入	ご加入
特別装備料	0	0
添付品料金	1,100	1,100
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		0
引取配車料	0	0
ご利用額	31,020	31,020
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額	31,020	31,020
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	0	0
預り金合計	0	0
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	31,020	31,020

株式会社 トヨタレンタリース岐阜

登録番号: T5200001003753

今回ご利用額 31,020円
10%対象 31,020円 内消費税 2,820円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

クレジット	31,020 トヨタ残
ご請求金額	
ご請求金額	
ご請求金額	

領収書

領収書N: 0110191

令和 6年 8月10日

市議会公明党

様

Receipt

領収金額 31,020 円

(税抜金額 28,200 円)

現金・小切手 0 円
クレジット 31,020 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、扱者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 関店
住所 関市下有知4099-1
電話番号 0575-21-0707

株式会社トヨタレンタリース岐阜

本社 岐阜県岐阜市金園町6丁目2番地

収入印紙

扱者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

No. 153869

領 収 証

市議会公明党

様

受領年月日: 2024 年 10 月 30 日

契約番号又は
会員番号

001-4870732-0001

契約日(入会日) 2016 年 1 月 7 日

領 収 金 額		¥	2	4	3	9	0	円
内 訳	ショッピング分		2	4	3	9	0	円
	元金・手数料		2	4	3	9	0	円
	遅延損害金						0	円
	①融資分(カードローン分除く)							円
	元 金							円
	利 息							円
	遅延損害金							円
	②カ ー ド ロ ー ン 分							円
	元 金							円
	利 息							円
	遅延損害金							円
	諸 費 用							円
①融資分充当後残高 *								円
②カードローン分充当後残高 *								円

*本件受領年月日現在の残高を基に計算しております。

〈融資契約内容〉本紙の記載を超える分については、別紙に記載いたします。

種 目	契約年月日	貸 付 金 額
①融資分 (カードローン分除く)	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
種 目	ご利用日	貸 付 残 額
②カードローン分	年 月 日	円

但し、2024年10月分 カード代金として

入金 種目	該当金額に○印を付けて下さい。	
	1. 口座振替 ②振込入金 3. コンビニ収納 4. 現金 5. 小切手 6. 手形 7. その他 () 支払期日: 年 月 日 No.	

*小切手、手形につきましては、決済された段階で入金扱いとさせていただきます。
 *金額を訂正したもの、抜者印のないもの及び複写記入でないものは無効とします。
 日頃は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 上記の金額正に領収いたしました。

トヨタファイナンス株式会社

〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号
登録番号 東海財務局長 第00172号〒460-0003 扱 部 署
名古屋市中区錦2丁目17番21号
NTTデータ伏見ビル本館
フロントサポートG

扱者印



収 入

印 紙

501-3802

7



コーポレートカードご利用代金明細書兼請求書

2024年 9月30日発行

岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

市議会公明党

市議会公明党

市議会公明党 001 様

D 3100054585251221 3 00001
102A1 0016561



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今月分のご利用明細をご案内申し上げます。

なお、弊社課税取引がある場合、インボイスにかえさせていただきます。 ABD6844373

トヨタファイナンス株式会社

460-0003

登録番号 T8010601027383

名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデータビル別館

TEL 052-239-2298

東海財務局長(12)第00172号

お支払日	2024年10月31日	お支払金額合計	24,390円
------	-------------	---------	---------

会社名	市議会公明党
部 課 名	市議会公明党
ご利用者名	市議会公明党 001 様
社員番号	

ご利用明細	
-------	--

ご利用 年月日	ご利用店名		ご利用金額(円)	摘 要		
				現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
				トヨタレンタカービジネスメンバーカード ETC一体型		
24/ 8/ 8	ETC通行料金/本四高速	◇	3340	ETC 神戸西本線	鳴門本線	普通車
24/ 8/ 8	ETC通行料金/N西日本	◇	7880	ETC 関	坂出	普通車
24/ 8/ 9	ETC通行料金/阪神	◇	1090	ETC 布施畑	西宮山口東	普通車
24/ 8/ 9	ETC通行料金/本四高速	◇	3210	ETC 鳴門本線	布施畑	普通車
24/ 8/ 9	ETC通行料金/N中日本	◇	5560	ETC 西宮山口本	関	普通車
24/ 8/ 9	ETC通行料金/N西日本	◇	3310	ETC 大野原	鳴門本線	普通車
お支払合計			24390			

ご利用限度額	50万円
--------	------

ご 確 認 表	経費のチェック、会計処理にご利用ください。	お支払日	2024年10月31日
ご利用者名	市議会公明党 001 様	会員番号	0014870732-0002
会社名	市議会公明党	件数(件)	6
	市議会公明党	金額(円)	24,390

(注) 弊社課税取引以外のインボイスは、ご利用店舗での交付となります。

検 印		確 認 印	
-----	--	-------	--

6

振込金(兼手数料)受取書

依頼日	令和6年 9月 6日		
金額	百万	千	円
	¥	31020	
先方銀行	銀行	[REDACTED]	
	支店	[REDACTED]	
受取人	預金目	口座番号	[REDACTED]
	口座名義	トヨタファイナンス カブシキカイシャ	
ご依頼人	シガキコウメイトウ 様		
印紙 (10%) 80 手数料 8.80 円			
上記の金額に受取りました。			
〈取扱店〉 6.9.6 取入紙 印紙 店			

(取扱店 → ご依頼人)

8

振込金(兼手数料)受取書

依頼日	2024年 10月 30日		
金額	百万	千	円
	¥	24390	
先方銀行	銀行	[REDACTED]	
	支店	[REDACTED]	
受取人	預金目	口座番号	[REDACTED]
	口座名義	トヨタファイナンス カブシキカイシャ	
ご依頼人	シガキコウメイトウ 様		
印紙 (10%) 60 手数料 6.60 円			
登録番号 2800045313978			
〈取扱店〉 6.10.30 取入紙 印紙 店			

(取扱店 → ご依頼人)

9

お買上明細書

発行日 2024年11月15日(金) 12:25
店: 04374 関店
登録番号: T3240001041231
電話 0575-21-5051
レジ担当者: [REDACTED]
販売担当者: [REDACTED]
No. 04374-312-973543 POS: 312
取引種別: 持帰

プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC3119-4PK		
4977766769495	1	¥11,742
(値引きクーポン利用)		¥618)
プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC3119C		
4977766761918	1	¥2,479
(値引きクーポン利用)		¥131)
プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC3119M		
4977766761925	1	¥2,479
(値引きクーポン利用)		¥131)
プリンタ消耗品		
ブラザー		
LC3119Y		
4977766761932	1	¥2,479
(値引きクーポン利用)		¥131)
(PC・関連セット)		
シャープビジネス		
X6S1P115A4		
2800045313978		
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
シャープビジネス		
S1P115A4		
プリンタ消耗品	(1)	
1		¥2,280
クーポン		
ご利用		
トクホ・インク5A・ワリ		
2800050479195	1	
合計金額		¥21,459
(10%対象)		¥21,459)
(10%対象消費税)		¥1,950)
現金領収額		¥21,459
お預り		¥22,000
お釣り		¥541

Z
ED
エディオン

2024年11月15日

領収証

市議会 公明党 様

金額 ¥21,459 -

但し かつた・インク代、紙代

消費税等1,950円含んでおります

発行者



株式会社 エディオン
登録番号: T3240001041231
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

視察報告書

令和6年9月13日

幅 永典 議長 様

市議会公明党 代表 市川 隆也

幅 永典

足立 将裕

視察日程

令和6年8月8日（木）～ 8月9日（金）

・視察NO1 8月8日（木）香川県丸亀市

老朽空家の除却に係る固定資産税の減免事業について

・視察NO2 8月9日（金）香川県観音寺市

移住・定住支援について



視察 No.1 老朽空家の除却に係る固定資産税の減免事業について

訪問日時 令和6年8月8日(木) 14:00～15:30
 訪問先 所在 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
 名称 丸亀市役所
 対応者 総務部税務課 課長 黒田 千絵
 総務部税務課 土地担当長 吉村 紀哉
 総務部税務課 近石 光一
 電話番号 0877-24-8858

丸亀市の概要

香川県の海岸線側ほぼ中央に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、陸地部は讃岐平野の一部で、平坦な田園地帯が広がっています。

平成17年3月22日、旧丸亀市、旧綾歌町、旧飯山町が合併し、新「丸亀市」として発足。

人口： 107,845人 (令和6年4月1日現在)

世帯数： 46,871世帯 (同上)

面積： 111.83平方キロ (同上)

R6年度一般会計予算 691億円

☆企業会計：モーターボート競走事業 約1,412億円(昭和27年4月設置)

説明・調査内容

(1) 空き家の現状について

総務省が実施している「住宅・土地統計調査」では、丸亀市における空き家の状況は、表-1のとおりであり、特に対策が必要となる「その他の住宅」は、平成20年から平成25年の5年間で、0.3%減少しているが、平成25年から平成30年の5年間では0.3%増加している。

			空家総数②		空家率	空家率※
調査年	市町名	住宅総数①		その他③		その他の住宅
平成20年	丸亀市	48,840	9,140	4,890	18.7%	10.0%
	香川県	446,400	71,400	33,100	16.0%	7.4%
平成25年	丸亀市	49,390	8,240	4,780	16.7%	9.7%
	香川県	470,500	80,900	45,700	17.2%	9.7%
平成30年	丸亀市	53,430	9,590	5,340	17.9%	10.0%
	香川県	487,700	88,200	46,700	18.1%	9.6%

・空家率：②/①×100

・空き家率※：③/①×100

※「その他の住宅」：人が住んでいない住宅。

例えば転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

☆実態調査の概要

丸亀市内全域のすべての家屋に対し、外観目視による現地調査を実施し、空き家等を特定しました。調査は丸亀市が独自に作成した不良度判定基準を用い、不良度判定及び外観の写真撮影を行いました。また現地実態調査で取得した調査項目をデータベース化し、地図情報システムに反映しました。

- ・調査期間：平成 27 年 5 月 20 日～平成 28 年 2 月 29 日まで
- ・調査受託者：株式会社ゼンリン高松営業所
- ・調査対象：「戸建住宅」・「長屋住宅」・「共用住宅」・「店舗・事務所」・「工作物のみ」・「その他」の用途に区分して調査を実施。
「長屋住宅」については、「長屋」の全室が「空家」の場合、1つの調査対象としました。「共用住宅」いわゆる店舗兼住宅の場合、またアパート・マンションといった「共用住宅」は公営を除き全室空家の場合 1つの調査対象としました。

- ・不良度判定：判定点数により、AからEまでの5段階に空き家を分類

ランク分け基準抜粋

ランク	判定内容	点数
A	小規模の修繕により再利用可能	0~39 点
B	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない	40~69 点
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しい	70~99 点
D	倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い	100~149 点
E	倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い	150 点以上

ランク別空き家の状況

ランク	実態調査件数	残件数	除却済み
A	446	360	86
B	371	304	67
C	445	349	96
D	579	400	179
E	409	255	154
合計	2,250	1,668	582

特定空き家の状況

内 容	件 数
認定	11 件
指導・助言	7 件
勧告	3 件
命令	2 件
代執行	4 件（うち略式 3 件）

（２）老朽危険空き家の除却に係る固定資産税の減免事業について（資料１事業概要）

丸亀市は本年度から、老朽化した空き家を取り壊した場合に、土地に係る固定資産税を減免する制度を創設しました。

空き家を取り壊すと、土地に係る固定資産税などを減免する「住宅用地特例」が適用されなくなり、税額が高くなります。この制度は、除却した翌年度からかかる固定資産税の増額分を最大５年間減免します。

対象は 1982 年以前に建てられた空き家のうち、倒壊などの恐れがあることによる除却支援の補助金を受けておらず、今年の 4 月から 2027 年 3 月末までに除却していることなどの条件を満たしたものです。

今年度の取り組みの進捗状況

※あくまでも検査の結果対象と認められた件数で、実際に建物を除去し、減免適用に至った件数ではありません。

申請期間	申請件数	対象
R6.4.1～R6.5.24 (補助金申請期間)	68 件	5 件
R6.5.24～R6.6.30	4 件	1 件
R6.7.1～現在	4 件	検査未実施

※必ず解体前に建築住宅課で老朽空家に該当するか否かの確認を受けてください！！

(確認を受けず解体した場合は、減免を受けることはできません。)

1. 減免の内容

住宅が建てられている土地は、住宅用地特例により、土地に係る固定資産税が軽減されています。通常、住宅を取り壊すことで、更地となった土地は、特例が適用されず固定資産税の軽減が除外となりますが、老朽空家を除却する場合に固定資産税を減免します。

【老朽空家とは】昭和 57 年 1 月 1 日以前に存在し、一定の損傷があると建築住宅課で確認した空家のことです。

2. 減免要件 (下記のすべてを満たすこと)

- ①除却する空家が昭和 57 年 1 月 1 日以前に存在している建築物であること。
- ②老朽空家を令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に除却していること。
- ③空家を除却したことにより、住宅用地特例の適用を受けないこととなる土地であること。
- ④空家が除却された日における空き家所在地の所有者が個人であること。
- ⑤除却する空家が、建築住宅課で老朽空家の確認を受けていること。(裏面 6 参照)
- ⑥除却する空家が、丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金の交付を受けていないこと。

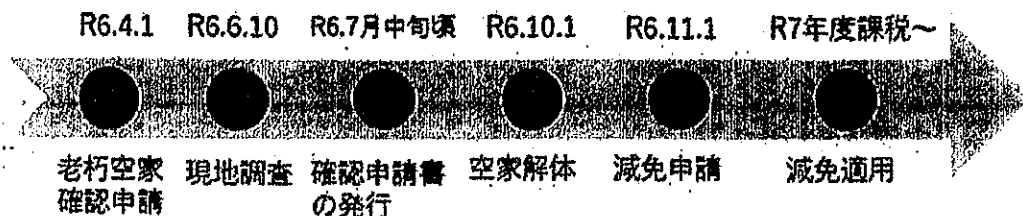
3. 対象とならない場合 (下記のいずれかに該当する場合は、対象となりません)

- ①空家所在地を営利目的で使用している場合。
- ②老朽空家の所有者と空家所在地の所有者が同一でない場合。
- ③空家除却日における空家所在地の所有者と、空家除却日の属する年の翌年以降の 1 月 1 日における空家所在地の所有者が異なる場合。(相続により所有者が変更した場合は除く。)
- ④減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合。
- ⑤空家所在地の所有者が、市税を滞納している場合。
- ⑥減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合。
- ⑦その他市長が減免することが適当でないと認めた場合。

4. 減免額・減免期間

- ・減免額：空家所在地に係る税額から、住宅用地特例を適用した場合の税額を控除した額。
- ・期間：空家除却日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から起算して 5 年度分。

(例)



5. 減免申請方法

下記の書類を添えて、**建築住宅課**に減免を申請してください。

- ① 老朽空家確認書 (※老朽空家確認書の申請方法は裏面 6 のとおり)
- ② 空家除却日を確認できる書類
- ③ その他市長が必要と認める書類

6. 老朽空家確認書について

減免を受けるためには、必ず空家を除却する前に、建築住宅課から「老朽空家確認書」の交付を受ける必要があります。

老朽空家確認申請書提出

様式第1号(第6条関係)を丸亀市建築住宅課に提出してください。郵送による提出も可能です。

- ※老朽した空き家を解体する際の補助金(上限160万円)を申請したい場合は、別途、令和6年丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金をご確認ください。
- ※丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金の予約申請書を提出された方は、老朽空家の確認申請も兼ねておりますので、老朽空家確認書の提出は必要ありません。

損傷の程度を調査・評定

- 職員が敷地内に立入り、損傷の程度を評定します。

老朽空家確認結果通知
および老朽空家確認書交付

- 確認結果を通知いたします。評定値が100点未満かつ構造の腐朽や劣化、破損の程度が50点以上の場合で、2の減免要件をすべて満たした場合に老朽空家確認書を交付します。

減免申請書提出

- 税条例施行規則第11条第3号の規定による申請書(様式第27号)を丸亀市税務課土地担当に提出してください。添付書類は表面5のとおり

【お問い合わせ先】

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市 都市整備部 建築住宅課 住宅政策室

tel:0877-24-8814 (直通) fax:0877-24-8866

<http://www.city.marugame.jp>

(3) 老朽危険空き家除却支援事業補助金について (資料2：事業概要)

老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者や相続人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

事業の進捗状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業費	56,000	56,000	75,950	60,468	61,711
該当なし※	19	17	25	21	27
A	0	3	2	1	0
B	3	0	2	0	1
C	4	4	3	5	3
D	11	6	12	12	7
E	5	12	11	5	6
合計	42	42	55	44	44

・事業費：単位千円

令和6年度丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金について

資料 2

受付期間：令和6年4月1日（月）から令和6年5月24日（金）まで。

申請者が多数の場合は、予算の範囲内において下記評定値順で決定します。

令和7年1月31日（金）までに工事が完了し、実績報告書が提出できること。

1. 事業の内容

老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者や相続人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 補助対象

- (1) 使用または居住していない住宅（空き家）で、隣接する住宅や、土地、道路など周辺に悪影響を及ぼしており、かつ評定値（損傷の程度の評点）が100点以上の老朽危険空き家。
- (2) 併用住宅も含まれます。ただし、住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。
- (3) 他の補助金等の交付を受けている場合は申請できません。

3. 補助金額

補助対象経費：次の（A）・（B）のいずれか少ない方の額×0.8

（A）老朽空き家の除却工事費

（B）老朽空き家の延べ面積に次の額を乗じて得た額

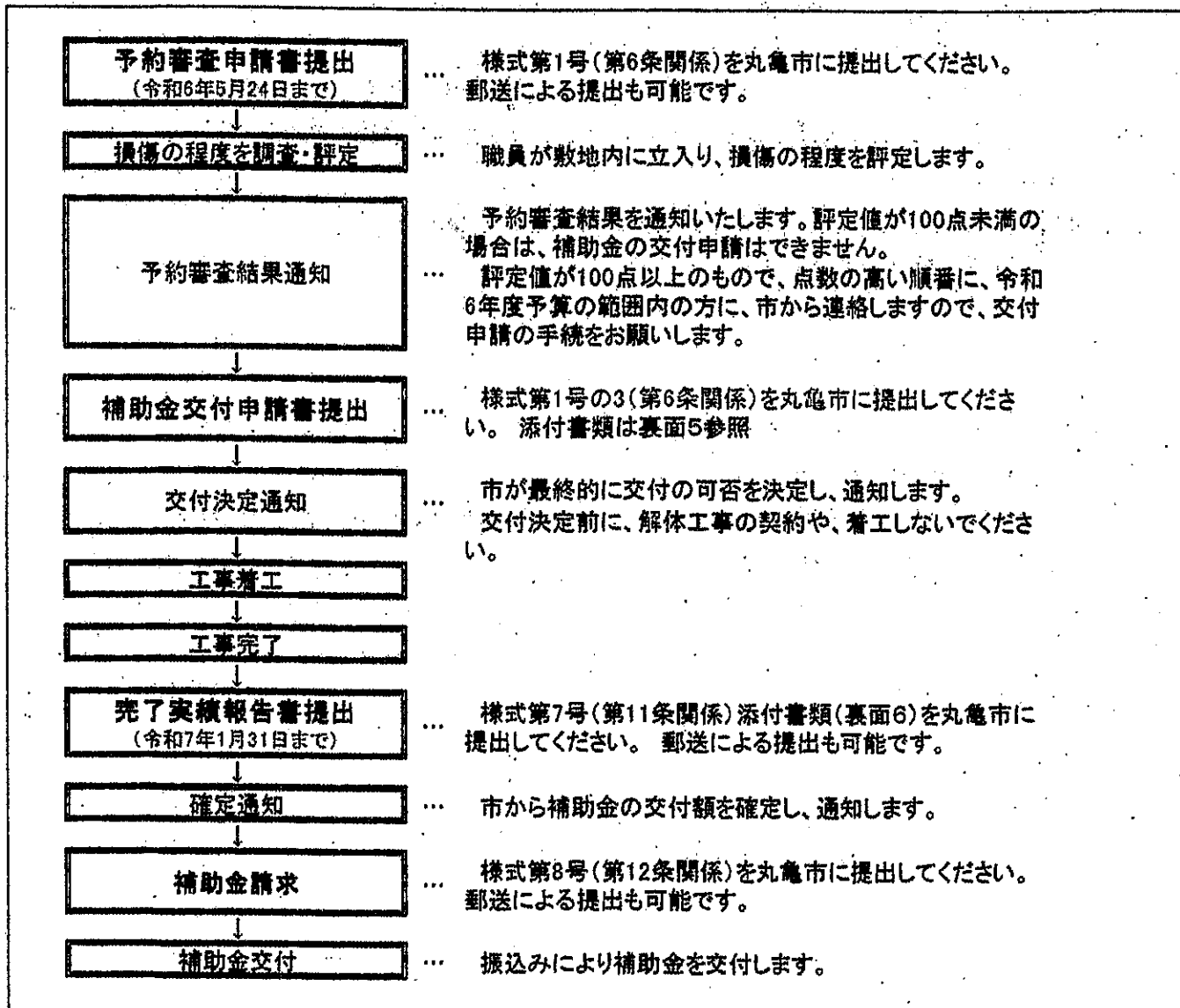
木 造…1平方メートルあたり

非木造…1平方メートルあたり

補助金交付申請額：補助対象経費と160万円のいずれか少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

4. 補助金申請の流れ

（太文字は申請者が行うものです。）



5. 交付申請に必要な添付書類

- ① 除却工事実施（変更）計画書（様式第2号）
- ② 工事見積書の写し（業者発行のもの）
- ③ 建物平面図
- ④ 現場写真（着工前のもの。外観等）
- ⑤ 住宅の所有者が確認できる書類（建物登記簿謄本など）
- ⑥ 所有者が複数の場合は老朽危険空き家除却工事施工同意書（様式第3号）
- ⑦ 所有権以外の権利（賃借権など）がある場合は、当該権利者の同意書（様式自由）と、権利が確認できる書類
- ⑧ 相続人が複数の場合は確約書（様式第4号）と、所有者と申請者の続柄を示す書類（戸籍謄本など）
- ⑨ 当該空き家と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

（例）隣の建物と一体の壁等で接している場合の隣接者の同意書

6. 実績報告時に必要な添付書類

- ① 工事請負契約書の写し
- ② 請求書※又は領収書の写し（除却工事の施工者が発行したもの）
☆振込みの場合は、支払ったことの確認できる書類
- ③ 工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- ④ 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し
（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る）
- ⑤ 廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを提出すること

- ⑦ 市長への請求書（様式第8号）※日付けは空欄で

7. 変更・中止・取り下げについて

変 更：補助事業の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

中 止：補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けてください。

取下げ：申請の取下げができる期日は、交付決定通知後15日以内です。

【お問い合わせ先】

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市 都市整備部 建築住宅課 住宅政策室

tel:0877-24-8814（直通）fax:0877-24-8866

mail: kenchikujutaku-k@city.marugame.lg.jp

質疑応答

○空家の現状について

質問 空き家の現状について、空き家の除却の状況は

回答 空き家の実態調査を平成 27 年度に実施し、実態調査件数は 2,250 件、その後、令和 6 年までに除却件数は 582 件。残件数は 1,668 件となる

質問 特定空家の状況を伺いましたが、除却件数は

回答 令和元年から昨年までに 10 件解決する

○老朽空家の除却に係る固定資産税の減免事業について

質問 国や県からの補助制度は

回答 補助はなし

質問 市の予算は

回答 3 万円×15 件 45 万円を見込んでいる

質問 令和 6 年 4 月から現在までの申請件数が 76 件あり、対象件数は 6 件の実績だが、減免適用が少ない理由は

回答 76 件のうち、33 件については除却支援事業の補助の対象となる

両方は補助金は利用できないので、除却支援補助金を活用された。よって現在は 6 件の対象となっている。

質問 固定資産税の減免適用は何年間か

回答 今年度からの事業で、早くて今年中に取り壊し、令和 7 年 1 月 1 日から減免適用で 5 年間

質問 今後の課題は

回答 ・現地で解体範囲を確認し、的確に税務課に共有することが難しいと感じている

・制度が始まったばかりで、ケースごとに試行錯誤している手探り状態

・確認書の発行後、実際に解体や減免申請を実施されたケースがない状態なので、今後適宜課題に対応しながら、実績を増やしていきたいと考えている

○老朽危険空き家除却支援事業補助金について

質問 補助対象の限度額が、関市は 30 万に対して 160 万と大変大きい金額です

がいつからこの事業が始まり、その実績は

回答 平成27年度よりEランクで1件1,598千円の実績から始まり、今年で10年になり、多い年では令和3年度55件75,950千円の実績

質問 この補助金事業の国・県・市の補助は

回答 国1/2、県1/4、市1/4の補助率

質問 市としてのメリットは

回答 現在、県下ワースト10になり、令和5年の「住宅土地統計調査」の結果から、県よりもっと除却を進めなさいとの指摘がありました。
特に、使用目的のない空き家が増えているのが問題と感じている。

調査結果 視察調査を実施しての所感、考察提言等

今回の香川県丸亀市さんの空き家対策を学ばせていただいて、「丸亀市空き家等対策計画」に空き家の現状では、空家率が平成30年において17.9%またその他の空家率も10.0%と10年前の平成20年と比較して、あまり改善されていない状況で、その後空き家の実態調査を機に不良度安定調査を行い、老朽度・危険度ランクで5段階評価により、また県からの指導もあり積極的に空き家対策事業を推進されました。

特に「老朽危険空き家除却支援事業」についての補助対象は、関市の特定空家に相当し、評定値も具体的に100点以上と明記され、多い年では55件、平均でも40件以上で補助額上限160万円の補助額で除却を推進されており、大変参考になりました。

この事業は、国の補助1/2、県1/4、市1/4との内容なので、関市としても参考にして、空き家対策を推進するように提案していきたい。

また、「老朽空き家除却に係る固定資産税減免事業」については丸亀市さんも今年度開始を始めた事業なので、課題も多く現在試行錯誤して始めているとのこと。しかし四国の各県では、実施をしている県があるとのことなので、研究を進めていく必要を感じる。特に空き家を解体して処分をしようと考えている方は住宅を解体すると「住宅用地特例」がなくなり、固定資産税が大幅に上がることを懸念して住宅の処分を遅らせている現状があるため、この減免制度を実施することで、市民が空き家を早期に処分する意識を高めるためには有効と考える。現在では、国・県の補助がないので運用しにくい面があるが、補助金額的には1件3万円の設定をされて始められているのでぜひ本市でもその費用対効果を考え前向きに提案していきたいと考えます。

視察№.2 移住・定住支援について

訪問日時 令和6年8月9日(水) 10時00分 ～ 11時30分

訪問先	所在地	香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
	名称	観音寺市役所
	対応者	政策部 ふるさと活力創生課 課長 黒川 順司
		政策部 ふるさと活力創生課 交流定住推進係 係長 石川 大介
	電話番号	0875-23-3900

観音寺市の概要

香川県の西端に位置する市。気候は南の讃岐山脈や四国山地、北は中国山地の影響もあり台風などの自然災害は比較的少ない。

平成17年10月、(旧)観音寺市・三豊郡大野原町・豊浜町が対等合併し、(新)観音寺市発足 市面積 117.83 km²

人口と世帯数 令和6年6月1日現在

総人口：56,691人(うち外国人1,378人)、世帯数：25,790世帯

R6年度一般会計当初予算：310億9千万円 財政力指数：0.59(R4年度)

説明・調査内容

1. 人口問題及び移住・定住をどのように捉えているか

・観音寺市の人口は、昭和60年(1985年)頃から人口減少が始まり、現在も減少傾向が続いている。

自然増減⇒平成9年(1997年)以降、死亡が出生を上回る「自然減」で推移

社会増減⇒自然増減と同様に推移、特に15～19歳、次いで25歳～29歳の年齢層で人口流出が多い。

・将来推計人口(国立社会保障人口問題研究所による)⇒平成27年(2015年)に、59,409人であった人口が、令和42年(2060年)には、28,297人まで減少する(52.4%減)と推計されている。

・人口動態分析の結果⇒自然増減よりも社会増減の方が人口に与える影響度は高くなることが見込まれるため、出生率の上昇等の施策など、自然増となる施策に取り組むことも必要であるが、若年層の人口流出の抑制、転入増加施策に取り組み、人口減少に歯止めをかけバランスのとれた人口構造の確立を目指すことが、特に重要であると考えている。

2. 現在までの取組(特色)と成果(実績)

(1) 移住の実績 転入手続きの際の任意アンケートなどの結果に基づき集計
県内異動は除く 「進学、転勤等による一時的な転入」は除く

観音寺市 移住者数等実績 (過去4年分)

	移住者数(人)	移住世帯(件)	移住相談数(件)
R2	218	136	104
R3	177	109	107
R4	101	69	113
R5	158	101	150

移住者数 【地域別】

	R2	R3	R4	R5
北海道・東北	4	1	5	3
関 東	37	24	14	23
中 部	21	14	6	8
近 畿	42	26	22	19
中国・四国	106	103	46	99
九州・沖縄	8	9	8	5
その他	0	0	0	1
計	218	177	101	158

移住者数 【年代別】

	R2	R3	R4	R5
20未満	31	27	7	18
20代	86	87	34	39
30代	39	28	27	27
40代	28	15	12	19
50代	15	11	9	24
60代	4	7	7	15
70以上	15	1	3	6
不明	0	1	2	10
計	218	177	101	158

移住相談数 【地域別】(移住フェア等除く)

	R2	R3	R4	R5
北海道・東北	1	4	2	1
関 東	21	26	21	37
中 部	10	4	6	4
近 畿	25	34	22	31
中国・四国	37	31	20	70
九州・沖縄	10	7	0	3
その他	0	0	7	4
計	104	106	78	150

移住相談数 【年代別】(移住フェア等除く)

	R2	R3	R4	R5
20未満	11	24	4	24
20代	6	8	6	9
30代	11	12	6	15
40代	13	17	14	23
50代	11	11	11	28
60代	12	9	10	22
70以上	7	6	10	19
不明	33	19	17	10
計	104	106	78	150

(2) 移住・定住に対する取り組みについて

①お試し移住体験制度(R1年度～)

県外在住者が移住を目的とした活動を行うため、「豊浜町コミュニティセンター(海の家)」を3泊以上29泊以内で宿泊する場合、宿泊料の一部を免除 ⇒ 1泊一人あたり2,000円以上を免除、通常1泊一人3,650円

実績：R1年-0件、R2年-3件、R3年-5件、R4年-11件、R5年-1件

②空き家バンク制度(H23年度～)

空き家の売却・賃貸を希望する所有者に物件登録してもらい、購入・貸借を希望する方への物件情報を市ホームページなどで提供する

【空き家バンクの成約状況】

年度	登録件数		成約 件数	成約 率	成約した移住者		県外からの移住者		県内からの移住者	
	物件所有者	利用登録者			世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
H23～R3	249	836	135	54	43	102	29	73	14	29
R4	32	93	20	63	6	12	4	6	2	6
R5	40	108	31	78	16	25	8	13	8	12
計	321	1,037	186	65	65	139	41	92	24	47

③空き家リフォーム事業補助金(H26年度～)

空き家バンク登録物件の「改修工事」及び「不要物撤去」に関わる費用の補助
リフォーム：費用の1/2(上限100万円)、不要物撤去：費用の1/2(上限10万円)

【空き家リフォーム補助金の利用状況】

★県費1/2

年度	空き家リフォーム		不要物撤去		計
	利用件数	補助金額	利用件数	補助金額	補助金額
H23～R3	110	86,032,354	64	5,483,000	91,515,354
R4	10	10,000,000	5	453,000	10,453,000
R5	11	10,992,000	14	1,302,000	12,294,000
計	131	107,024,354	83	7,238,000	114,262,354

④移住促進民間賃貸住宅借上げ料等補助金(H28年度～R5年度)R6年度より廃止

【家賃補助の利用状況】

県外からの移住者が対象

年度	利用件数	補助金額
H28～R3	356	61,889,000
R4	59	8,332,000
R5	59	11,601,000
計	474	81,822,000

・家賃・・・月額2万円を上限に、家賃の1/2を補助
(R4年以前は最大2年間、R4年以降は最大1年間補助)

・初期費用・・・6万円を上限に、
礼金・仲介手数料・保証金の1/2を補助

⑤東京圏 UJI 移住支援事業補助金(R1 年度～)

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を目的として、国が創設する支援制度を活用して移住世帯に支援金を交付 市 1/4、県 1/4、国 1/2

補助金額：単身世帯・・・60 万円、2 人以上世帯・・・100 万円

子育て世帯加算：18 歳未満の者 1 人につき 30 万円加算

利用件数：R1、2、4 年度ゼロ、R3 年度 1 件(単身)、R5 年度 2 件(単身)

⑥移住フェアへの参加

香川県が主催する首都圏等(東京 2 回、大阪 1 回)で開催される移住フェアへ例年参加している

3. 課題、今後の取組について

これまで施策を継続し、移住・定住対策を推進していくことと並行し、人口減少と地域経済縮小に対応した地域社会を構築するための対策を取ることが必要である。本市に訪れる「交流人口」、本市や本市の人々と多様に関わる「関係人口」の創出に注力することが重要であると認識している。

① SNS 等を活用した情報発信

情報発信担当部局の担当で庁内検討を行い、媒体ごとの役割を明確にし、利用者が求めている情報を的確に提供する体制を構築

② シティプロモーションの推進

本市の魅力を全国に紹介するとともに、知名度向上、イメージアップする

4. ふるさと活力創生課と他部署の連携について

移住・定住施策は、住宅支援・子育て支援・就労就農支援など多岐にわたるため、他部署との連携が不可欠。移住希望者等からの相談があった場合、ふるさと活力創生課が窓口になり、相談者と担当課をつなぐ役割を果たしている。

また、移住・定住支援をひとまとめにした冊子「移住・定住支援パンフレット」を毎年作成し、移住希望者や移住者の方に配布している。なお、冊子は市ホームページ上で閲覧・ダウンロードが可能。

質疑応答

視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 移住者が観音寺市を選択した主な理由は

回答 (聞き取り、アンケートによる)①海がきれい、近くにある ②気候が穏やか ③農業がしたい

質問 合併して間もなく 20 年。地域格差はあるか

回答 (旧観音寺市・大野原町・豊浜町)無いと思っている

質問 今後も人口減少は継続する。小中学校の統廃合の計画は

回答 合併時、当初に実施しており、今後の統廃合計画はない

質問 賃貸住宅家賃補助が R6 年度より廃止になった理由は

回答 転入後たまたま知って申請する人が多く、移住促進事業としては効果をあまり感じなくなった。(県が補助 1/2 を廃止、市も廃止。但し、市町費で継続している近隣市町あり)

質問 シティプロモーション(R6 年 4 月完成、タレント出演、3 分間)の経費は

回答 1,500 万円。製作と展開方法・実施まで含む費用

調査結果

視察調査を実施しての所感、考察、提言等

・観音寺市への移住者は 20 代の割合が多く、次に 30 代である。自動車を所有している若い世代には、就労、就農など新たな人生の出発点として季候の良い観音寺市が選ばれているのではないか。

・移住者の移住理由の一番が「海がきれい、海に近い」というのが意外であった。しかし、どこの自治体でも似たような様々な移住推進の政策・事業(補助、交付、特典)を展開しているが、移住者の移住地選択の重点が、案外、「〇〇が好き」などというその自治体が持っている魅力やポテンシャルではないかと改めて感じた。そうであるならば、特典やメリット感を打ち出す事業だけではなく、関市の魅力を市内外へ広く、強く知らしめる事業が更に重要であると考えます。

・関市も人口減少問題、対策は一丁目一番地の課題である。人口減少はやむを得ないとしても、いかに抑制していくのか。現在実施している移住定住施策・事業を継続、更なる拡大を推進していくとともに、出生率の上昇、自然増となる施策も必要であるが、若年層の人口流出の抑制、観音寺市のように転入増加施策に取り組み、人口減少に歯止めをかけバランスのとれた人口構造の確立の政策が必要であると感じた。

・移住定住推進施策は、各部課に関わっている。観音寺市のように毎年、1 冊にまとめた「関市 移住・定住支援パンフレット 20〇〇年」を作成すると良い。

・行政組織として、移住定住等を推進する「交流定住推進係」を設けてみてはどうかと思う。